宿毛市地域クラブ大会出場旅費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、宿毛市立中学校に在籍する生徒（以下「生徒」という。）が地域クラブの活動の一環としてスポーツ又は文化芸術活動に関する大会等に参加する場合に、予算の範囲内において大会等の出場に要する費用を補助する宿毛市地域クラブ大会出場旅費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「大会」とは、次の各号のいずれかに該当する大会をいう。

(1) 幡多地区中学校総合体育大会

(2) 高知県中学校総合体育大会

(3) 四国中学校総合体育大会

(4) 全国中学校総合体育大会

(5) 幡多地区中学校男子駅伝大会・幡多地区中学校女子駅伝大会

(6) 高新中学駅伝競走大会

(7) 全国中学校駅伝大会

(8) 高知県吹奏楽コンクール

(9) 全日本吹奏楽コンクール四国支部大会

(10) 全日本吹奏楽コンクール

(11) その他教育長が特に必要と認めた大会

２　この要綱において「地域クラブ」とは、中学校に在籍している生徒で構成されているスポーツ又は文化芸術活動団体で、団体の所在地を所管する市町村または市町村教育委員会から中学校部活動の地域移行団体として認証を受けた団体をいう。

（補助対象者等）

第３条　補助金の交付対象者は、大会に出場登録されている選手が所属する地域クラブの代表者とする。

２　補助対象経費の算定基礎となるのは、大会要項等の規定人数以内とし、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 地域クラブに所属する生徒

(2) 宿毛市教育委員会に認証された地域クラブに所属し、大会に出場する指導者

（補助対象経費）

第４条　この補助金の対象となる経費は次のとおりとする。

(1)大会参加費（他の学校に在籍する生徒が参加する場合は生徒数で按分する）

(2)交通費（宿毛市内で開催される大会には支給しない）

ア　大月町又は三原村　１人あたり定額1,000円

イ　四万十市又は黒潮町　１人あたり定額2,000円

ウ　土佐清水市　１人あたり定額3,000円

エ　幡多郡を除く高知県内　１人あたり定額6,000円

オ　高知県外　宿毛市旅費条例に準じ、最も経済的な通常の経路及び方法によって旅行した場合の旅費により計算した額

(3)宿泊費

ア　高知県内　１泊あたり上限8,000円。ただし県大会は上限6,500円

イ　高知県外　１泊あたり上限10,000円

ウ　相部屋の場合は１室料金をその室の利用人数で除した１人当たりの金額とし、宿泊費に含まれない食事代は除く。

(4)楽器輸送費

１人あたり定額2,000円

(5)その他

前号までに関わらず教育長が必要と認めた経費

２　前条第２項で規定される者のうち沖の島町に住所を有する者については、前項第２号で定める交通費とは別に宿毛市営定期船の乗船料金を補助対象経費とする。

３　競技日程の都合により宿泊を取り消す場合には、第１項第３号に規定される上限額の範囲において補助対象経費として含めることができる。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、前条の規定により算出された補助対象経費の合計額とする。

２　大会参加において主催者や関係団体、地元住民等から補助金・交付金の交付または寄付金を受ける場合は、大会参加に必要な経費から補助対象経費を控除した額を超える部分については補助対象経費からその額を控除するものとする。ただし、他の市町村等から当該市町村の学校に在籍する生徒に対して交付される同趣旨の補助金を受ける場合はその限りではない。

（交付申請）

第６条　補助金の交付申請は地域クラブの代表者とし、大会開催の５日前までに、補助金交付申請書（第１号様式）に次の書類を添えて教育長に提出しなければならない。

(1)　補助金予定明細書

(2)　収支予算書

(3)　大会開催要項

(4)　その他教育長が必要と認める書類

（交付決定）

第７条　教育長は、前条による申請を受けたときは、内容を審査のうえ補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（第２号様式）により補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

（変更申請）

第８条　補助金の交付決定を受けた補助事業について、次のいずれかの重要な変更を行おうとするときは、あらかじめ変更承認申請書（第３号様式）を提出し、教育長の承認を受けること。

(1) 補助金の交付決定額の増額

(2) 補助金の交付決定額全体の 20 パーセントを超える減額

（実績報告）

第９条　補助金の交付決定を受けた者は、大会終了の日から起算して 30 日を超えない日又は当該年度の３月 31 日のいずれか早い日までに補助金実績報告書（第４号様式）に次の書類を添えて教育長に提出しなければならない。

(1) 補助金実績明細書

(2) 収支決算書

(3) 大会参加に要した領収書の写し

(4) その他教育長が必要と認める書類

（補助金額の確定の通知）

第 10 条　教育長は、前条の報告を受けた場合において、当該報告等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金交付確定通知書（第５号様式）により補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

（請求の手続）

第 11 条　補助金の交付の請求を行おうとする申請者は、前条による補助金額の確定通知を受領した年度の３月 31 日までに、請求書（第６号様式）を教育長に提出しなければならない。

（概算払の請求の手続）

第 12 条　第７条の規定による補助金の交付決定の通知を受領した申請者が補助金の交付の概算払の請求を行おうとするときは、概算払請求書（第７号様式）を、教育長に提出しなければならない。

（補助金の返還等）

第13条　教育長は、補助金の使途について調査の結果、申請者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた場合又は補助金を他の用途に使用したときは、その返還を命ずるものとする。

（補則）

第14条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、宿毛市補助金交付規則（昭和４８年宿毛市規則第９号）の例による。

附　則

この告示は、令和７年４月１日から施行する。